

7 豊公審第3号
令和8年 1月27日

豊川市長 竹本 幸夫 様

豊川市公契約審議会
会長 金井 幸子

令和8年度労働報酬下限額について（答申）

当審議会において必要な事項を審議した結果、下記のとおり答申します。

記

1 工事請負契約に係る労働報酬下限額について

公共工事設計労務単価の80パーセントを基準とした金額とすることが望ましい。公共工事設計労務単価の設定がない職種については、設定のあった直近3年の普通作業員単価との比率を使用し、その割合を乗じた金額とすることが望ましい。

なお、労働者の合意の下、見習い、手元等として使用者が判断する者や年金等の受給のため労働の対価を調整している者は、業務委託契約及び指定管理協定に係る労働報酬下限額と同額とすることが望ましい。

2 業務委託契約及び指定管理協定に係る労働報酬下限額について

地域別最低賃金の1.5パーセントを上乗せした金額とすることが望ましい。

なお、労働者の合意の下、見習い、手元等として使用者が判断する者や年金等の受給のため労働の対価を調整している者についても同様に、地域別最低賃金の1.5パーセントを上乗せした金額とすることが望ましい。

3 付帯意見

労働報酬下限額を含め公契約条例に関する従事者の認識を高めるため、チラシの配布、制度ポスターの掲示による周知を継続して実施すること。特に、外国の従事者に対する周知方法を工夫すること。